

公益財団法人 大阪産業局 競争的資金等取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、「公益財団法人大阪産業局コンプライアンス規程」第11条に基づき公益財団法人大阪産業局（以下「本財団」という。）における競争的資金等の取扱いに関する基本方針を定め、競争的資金等の適切な管理・運用体制の構築及び整備を行うことにより、公的研究費の不正使用の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、競争的資金等の管理、運営にかかる事項に適用する。

(定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「競争的資金等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反する行為をいう。
- (3) 「職員等」とは、本財団の定める「就業規則」、「有期職員及びシニア職員就業規則」、「専任職員就業規則」及び「准職員就業規則」に定める手続きより採用された職員、労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者、他団体から派遣された職員のうち、競争的資金等を取り扱う者をいう。

(基本方針)

第4条 財団の競争的資金等の不正使用防止に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 管理・運営に関わる者の責任と権限の体系の明確化を図る。
- (2) 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、実効的な抑止機能を備えた管理・運用体制の構築を図る。
- (3) 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う体制を整備する。
- (4) 競争的資金等の取り扱うにあたってのルール(以下「ルール」という。)を職員等に浸透させ、財団内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。

(責任体系)

第5条 財団の競争的資金等を適正に運営・管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者をおく。

- (1) 最高管理責任者は、理事長をもって充て、競争的資金等の適正な運営・管理に係る最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者は、専務理事をもって充て、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営・管理に係る実務上の統括を行う責任と権限を有する。

(3) コンプライアンス推進責任者は、所管部署の職務担当理事をもって充て対策を実施し、その実施状況を確認し、統括管理責任者に報告するものとする。

(ルールの特明確化等)

第6条 統括管理責任者は、競争的資金等に係る事務手続きについて、適正な運営が図られるよう常に検証を行い、ルールの特明確化を行うとともに、職員等に対して周知徹底を図るものとする。

(職員等の啓発)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、職員等に対してルールの内容及びルールにおいて不正とされる行為等を理解させるため、次の各号に掲げる事項を順守しながら研修を実施し、受講状況を管理監督する。

- (1) 職員等は、当該教育・研修を受講しなければならない。
- (2) 職員等は、最高管理責任者あての誓約書(様式1)を毎年度提出しなければならない。
- (3) 行動規範については、公益財団法人大阪産業局就業規則第8条及び第9条を準用する。

(執行に関する管理体制)

第8条 統括管理責任者は、不正防止計画を踏まえた競争的資金等の適正な執行管理を行うため、第2項及び第3項に掲げる管理体制をコンプライアンス推進責任者に整備させるものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、物品等の発注から納品までの状況を検証・確認するため、次の各号に示す管理体制を整備するものとする。

- (1) 競争的資金等の執行に係るルール策定と発注権限と責任の特明確化
- (2) 発注者と業者の間における癒着防止体制の特確立と検収(検査)システムの構築
- (3) 物品等の仕様特確立、業者特選定、価格特設定及び納品日等を実効的に検証できる体制の構築

3 コンプライアンス推進責任者は、旅費及び謝金の適正な管理・運用のため、執行状況等を踏まえた事実特確認を行う仕組みを構築するものとする。

(不正防止計画の特策定)

第9条 統括管理責任者は、競争的資金等の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定するものとする。

2 統括管理責任者は、前項で策定した不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(不正使用の疑いのある案件の調査等)

第 10 条 監査又は通報等により、不正使用が疑われる案件が発覚した場合は、統括管理責任者は、すみやかに最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の案件について、調査を行う必要があると認めた場合には、「競争的資金等の不正使用に係る調査委員会」(以下、「調査委員会」という。)を設置し、調査を指示することができる。

3 調査委員会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

(通報窓口)

第 11 条 競争的資金等の不正使用に関する通報、告発等(以下「通報等」という。)の窓口は統括室長とする。

2 統括室長は、通報等を受けた場合は速やかに、通報等の具体的な事項を最高管理責任者に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用の疑い等が生じ、事実関係の調査が必要と認めるときは、直ちに調査委員会を設置しなければならない。

4 調査委員会は、研究不正行為の事実関係について必要な調査を行い最高管理責任者に報告しなければならない

5 通報等の受付その他に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(不正に関与した者への対応)

第 12 条 前条に基づく調査の結果、競争的資金等の不正使用の事実が認められた場合には、就業規則に定める懲戒の措置をとるものとする。

2 競争的資金等の不正使用に取引先の事業者が関与していた場合は、当該事業者に対して取引停止等の措置をとるものとする。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、競争的資金等の不正使用に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(附 則) この規則は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。

(附 則) この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。